# 過激運動取締法案に就て

法學博士　牧野英一

□ 法案第三條が直に治安警察法第十七條を聯想せしめることからして、私は、茲に同盟罷業の公正性に關する思想の變遷を簡單に回顧して置きたい。

□ 同盟罷業は雇傭契約に於ける債務の不履行である。當然に不法な行爲だ、とするのが從來の考へ方であつた。しかし、資本階級が其の「富」を以て向ふ所には、勞働階級は其の「數」を以て之に對するの外ない。其の富を如何に利用するかが所有權の自由であるならば、其の數を如何に組織するかも亦勞力の勝手であり得よう。しかも、所有權としての資本の問題は收むる利潤の多寡如何に關するに過ぎざるに對し、勞働者の問題は其の生存權に關するものである。即ち、同盟罷業は學者の稱して緊急權（緊急止むを得ざるに出づる權利）と爲すもの、行使に外ならないのである。

□ イギリスもフランスも、十九世紀の過程に於て同盟罷業の取扱には若い經驗を重ねて居る。同盟罷業を債務の不履行とすれば、これ單に法律上の義務の違反であり、産業の能率を低下せしむるものとすれば、これ實に公益の破壞である。故に、曾ては勞働者の團結を以て犯罪としたのであつた。しかし、同盟罷業は、勞働者に採つて、其の利益の防衞の最後の方法であると考へて見ると、其の行爲は緊急權の行使として正當視されねばならぬものであるし、之に依つて保持せられる勞働者は皆それぞれ人格たるとして見ると、其の人格の保持は社會上喫緊の倫理問題たらざるを得ない。斯の如くにして、同盟罷業は漸次に犯罪からして權利となるに至つた。イギリスは明文を以て之を解決した。フランスは判例を以て之を明かにした。同盟罷業は刑法上犯罪でない。民法上賠償請求の原由にならない。固より、同盟罷業はそれ自體に於て絶對的に正當だといふのではないが、それが正當な理由の下に於て爲さるゝ限りに於ては、今では權利たるとされることになつたのである。

□ 既に之が權利である以上は其の權利の行使として當然に豫想せらるべき方法は、又同時に權利の行使でなければならない。茲に於て、同盟罷業の爲めに許さるべき暴行、脅迫、詐欺等の行爲の範圍が考へられねばならぬことになるのである。

□ 私は又我大審院の判例を引かう。我判例は、權利の實行の爲めにする詐欺及び恐喝の行爲を罪とならざるものとして居る。此の判例に就ては、私としては異論があるが、學説としては一般に認められて居る。若し、此の判例を同盟罷業に適用せんか、權利としての同盟罷業を遂行する爲めに詐欺や恐喝の方法を用ひるのは罪となるべきものでないことにならう。

□ 私が右の判例に異論を有するといふのは、次の如き次第である。詐欺恐喝は方法としてそれ自體不法なものである。故に、權利實行の爲めにする場合と雖も、詐欺又は恐喝の行爲あらんには、犯罪はそこに成立するのである。しかし、其の詐欺恐喝の程度が、權利實行の方法として社會の通念上認容せられる程度のものならんには、それは其の點に於て、之を法律上の技術的な説明方法を以てすれば行爲の違法性を缺くものとして（刑法第三五條）、罪とならずと解すべきものである。と私は考へるのである。さうして、私は其の考へを治安警察法第十七條にも及ぼさうと思ふ。同條が、同盟罷業を爲さんが爲めに暴行、脅迫、誹毀、誘惑、煽動の行爲を罰するのは、權利としての同盟罷業を爲すに付き、同盟罷業の性質上當然に用ひらるべき行爲の程度を超えた場合に適用があるのである。若し、同盟罷業に付き此の法案第三條の適用あるものとせば、右の見解は茲にも採用されねばならぬのである。

□ 社會の根本組織といふ語は、甚だしく抽象的であるだけに、大に彈力性に富んで居る。從つて、進歩的な思想の適用を許容する餘地が十分ある。さうして、之を同盟罷業に就いて見るに、それを權利なりと理解し、其の權利の行使に付き事物の性質上當然なるものを適法視するに於ては、法案第三條は、正當なる同盟罷業を妥當に支持するに差支となるべきものでない筈である。

□ しかし、私は、權利としても、同盟罷業を好まない。それは、同盟罷業權なる觀念は、所有權を絶對なるものとして、それに對し勞働者の人格權を高唱するものであるからである。權利の高唱は爭鬪を意味する。爭鬪を本位とし社會制度を理解せんとすることは、來らんとする文化の本旨ではない。權利の濫用は之を避けねばならぬとするならば、所有權も、人格權も、共に其の本然の地位に歸つて社會連帶の實を全うし、進ましむべき産業はますます之を進ましめねばならぬのである。

□ 茲に於て社會政策といふことが主張されるのである。社會政策は、法律上のすべての權利を同時に義務たらしめる制度である。社會政策の全き所には、所有權も同盟罷業權も共に權利でない。從つて權利の濫用に對する刑罰法規がその意義を成すことになる。私は刑罰法規を堅い法律とし、之に對して社會政策的施設を柔かな法律と名付けることがある。堅い法律は柔かな法律と相並ぶことに依つて初めて其內容が合理的であり、其實行が可能になる。即ち、嚴重な鎭壓法は周到な社會政策を豫定する。されば、私は茲に此點を強調して、社會政策なき鎭壓法が窮鼠をして猫を食ましむるが如きに至るを避けたいと思ふ。同盟罷業權を高唱するのは私の趣旨でない。

□ ビスマルクは、右の理をよく理解して居たのであつた。彼は其主義者鎭壓法を制定すると同時に、他方には其國家社會主義を進捗せしめるに努めて居たのである。

## 社會主義者
### 立退き訴訟を提起

大阪東區十三町八木榮次郎所有の貸家十數軒 [illegible] 最近家賃値上げを行ひ、借家人も殆ど承知したが、數日前社會主義者武田傳次郎、大前幸之助、山田正一、其他一團が空家の錠前を捻ぢ切つて押入り、附近の同じ借家人に不當値上げを拒絶すべしと云ひて尚ほも蟠して動かないので、家主の八木は二十八日大阪地方裁判所に社會主義者の立退き訴訟を提起した（大阪電話）

## 飛行機の故障
### 甕邊河原に不時着陸